

ドイツ・会計税務ニュースレター

第 28 回 税務

アーンアウトの課税に関する判例

2024 年 3 月

はじめに

M&A 取引において、取引後の被取得企業の業績等に応じて追加の報酬を支払う、いわゆるアーンアウト条項が付されるケースが多くあります。ドイツ連邦財政裁判所（BFH）は、2023 年 11 月 9 日の判決（ファイル番号 IV R 9/21）で、当該アーンアウトの税務上の取扱いについて見解を示しました。

※ 本稿は、Grant Thornton AG（グラントソントン・ドイツ）が作成したものを、和訳・編集したものです。原文（ドイツ語）は[こちら](#)をご参照ください。

Contents

- ・ 背景
- ・ 事案の概要
- ・ キャピタルゲインの認識タイミング（原則）
- ・ アーンアウト条項の例外的取扱い

背景

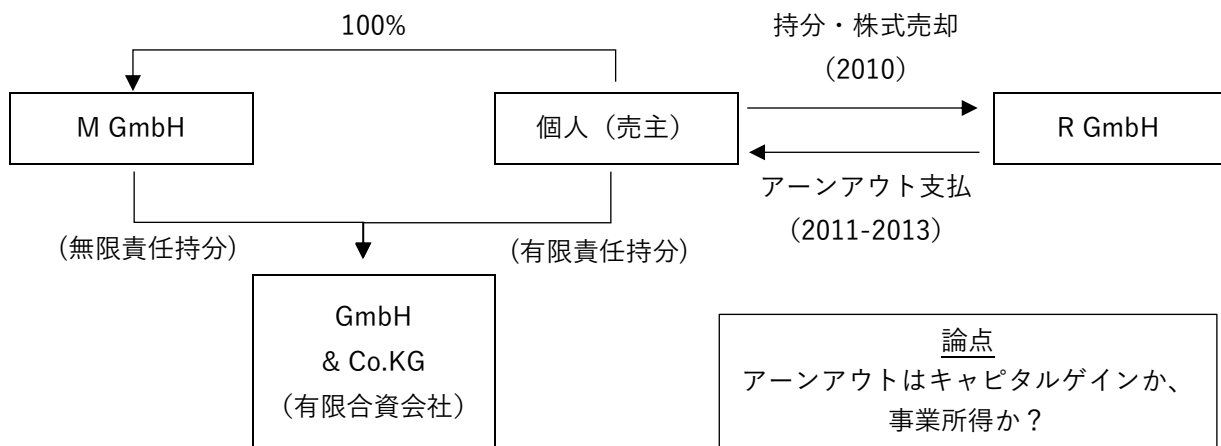
アーンアウト条項は、M&A における対価の事後的な調整のために、固定の買取価格に追加した変動部分として付加されることが一般的です。具体的には、M&A 実行後の一定期間に、被取得企業や事業が一定の条件（利益、売上高、EBITDA、フリーキャッシュフローなど）を達成した場合に、予め合意した計算方法により追加の対価を支払うものです。これにより、買い手は買収に伴うリスクを低減させることが可能になる一方、売り手は自社の価値をより高く評価してもらうことが可能になります。

しかし、アーンアウトの条件を満たしたことに伴う変動対価の支払が、売却時のキャピタルゲインの一部として課税されるのか、それとも支払時に事業所得として課税されるのかは明確ではなく、これまでも判例に委ねられていました。

事案の概要

- GmbH&Co.KG（有限合資会社）の無限責任社員は M GmbH であり、当該 M GmbH の全株式は、GmbH&Co.KG の有限責任社員である、個人が所有していました。
- 2010 年 10 月、当該個人は、M GmbH の全株式と、GmbH&Co.KG の有限責任持分を、R GmbH に売却しました。株式譲渡契約には固定価格に加えて、翌年度以降の粗利益の一定割合を追加で支払う、アーンアウト条項が含まれていました。
- 2011 年から 2013 年にかけて、GmbH&Co.KG が計上した粗利益に従い、当該アーンアウト条項に対応する変動対価部分の支払いがなされました。
- 売主は当該アーンアウト条項に対応する変動対価を、各々受領した年の所得として申告していました。しかしその後の税務調査において、税務署がこの処理に疑問を示したため、ドイツ連邦財政裁判所に裁定が委ねられました。

<イメージ>



キャピタルゲインの認識タイミング(原則)

キャピタルゲインは原則として売却時、すなわち事業や株式が買取者に移転された時点で認識されます。この原則は、対価が即時に支払われるか、分割払いで支払われるか、または長期延期されるかに関係なく適用されます。また、売り手側でいつ売却益が発生するかも関係ありません。当初合意された販売価格のその後の変更は、買い手が対価を支払う義務をまだ履行していない限り、取引日に遡って適用されます。

アーンアウト条項の例外的取扱い

しかし過去の判例によれば、アーンアウト条項がある場合には、この例外となります。取引対価が被取得企業の利益や売上高等の指標を参照して決定される場合、いつの時点で変動対価の請求が法的に成立するか、またこれがどの程度確実かは売却時には明らかではないため、売却の対価が確定した日付が考慮されます。この考慮事項に従って、連邦財政裁判所は、本件アーンアウトの対価は、条件達成時の事業所得として課税されるとの見解を示しました。

ただし、M&A 取引のキャピタルゲイン課税に対する遡及効果が、既に金額が確定しており、時期のみが一定の利益または売上高の達成に依存している支払いの場合にも制限されるべきかについては、未解決のままであることを留意してください。これは、2006 年 8 月 31 日の連邦財政裁判所の判決（ファイル番号 IV R 53/04）で確認されています。

お問い合わせ先

Grant Thornton AG（グラントソントン・ドイツ）では、ドイツに進出する日系企業のために、デュッセルドルフ・オフィスにジャパンデスクを設けています。監査・保証業務、税務申告、給与計算、記帳代行、M&A トランザクションアドバイザー、内部統制構築支援、事業戦略コンサルティングなど、各種の会計税務サービスをご提供しています。

担当者



井上 広志 Hiroshi Inoue

Grant Thornton AG | Head of Japan Desk | Partner

公認会計士（日本）

E hiroshi.inoue@de.gt.com

W grantthornton.de

Disclaimer

本文書の正確性、適切性には慎重を期しておりますが、いかなる保証も与えるものではありません。本文書は情報提供のみを目的として作成されています。本文書で提供している情報は、利用者の判断・責任においてご使用ください。本文書は専門的、技術的、法律的なアドバイスを提供するものではありません。本文書で提供した内容に関連して、利用者が不利益等を被る事態が生じたとしても、グラントソントン及びグラントソントン加盟事務所は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。